

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は横浜市立西谷中学校生徒会という。

第2条 (目的) 本会は、校内外生活の進歩向上および改善をはかり生徒の自主的活動を中心に明るく美しい校風を築き、その経験を通じて将来平和で民主的な社会人になることを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会会員は本校生徒全員とする。

第4条 会員は生徒総会、および全校委員会において決定されたことに従わなければならない。

第3章 役 員

第5条 本会は次の役員をおく。

会 長 1 名 副会長 2 名 書 記 2 名 会 計 2 名

第6条 ① 会長は本会を代表し、会全体をまとめていく。

② 副会長は会長を助け、会長のいない時はその任務を代行する。

③ 書記は全校委員会の議事録、その他本会の運営に必要な記録資料を整える。

④ 会計は生徒会の金銭物品の出納を行う。

第4章 機 関

第7条 本会に次の機関をおく。

生徒総会 全校委員会 専門委員会 学年委員会

第8条 総会以外の会議にはその役員の2/3以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成で可決する。

第1節 生徒総会

第9条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、会長の名において招集する。

第10条 毎年開催することを原則とする。また会員の1/3以上の要求があれば会長はこれを招集しなければならない。

第11条 総会は全員の2/3以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成で可決する。

第2節 全校委員会

第12条 全校委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第13条 全校委員会は、生徒会役員、各学級代表（副代表）、各専門委員長で構成し、校内外生徒会活動全般の問題について審議し執行する。

第14条 全校委員会は会長が招集し専門委員会が終了したあとに1回開くことを原則とする。なお必要に応じて臨時に開くことができる。

第15条 全校委員会の役員の議決権は平等である。

第3節 専門委員会

第16条 専門委員会は各専門の問題について審議し執行する。

第17条 専門委員会には、次の委員会をおく。

① 生活委員会 日常生活向上の推進 男女各1名

② 保健委員会 保健活動の推進 男女各1名

③ 図書委員会 図書館の運営・図書紹介・学級図書の管理 男女各1名

④ 防災美化委員会 環境美化、防災、安全活動の推進 男女各1名

⑤ 放送委員会 校内放送や行事の放送を担当する 男女各1名

- ⑥ 福祉委員会 社会福祉に関すること 1名
- ⑦ 体育祭実行委員会 体育祭の企画と運営に関すること 男女各1名
- ⑧ 文化祭実行委員会 文化祭の企画と運営に関すること 2名
- ⑨ 選挙管理委員会 生徒会本部役員選挙の運営に関すること 1名

第18条 ① 委員長は専門委員会を代表し、委員会をまとめる。

② 副委員長は委員長を助け、委員長のいない時はその任務を代行する。

③ 書記は議事録を整え、議決事項および会議の内容を全員に徹底する。

第4節 学級会

第19条 学級会は、学級全員で構成し、学級に関する事項、および専門委員会、全校委員会提出の議案を審議する。

第20条 学級代表（副代表）は全校委員会に学級の活動を報告し、全校に関する議決事項を提出することができる。

第5節 部活動

第21条 部連絡会

体育、文化の各部より各代表1名で構成し部活動全般の問題を審議する。

第5章 会計

第22条 本会の予算および決算は、生徒総会によって決定する。

第23条 生徒会の金銭物品の出納は会長の承認の上会計が行う。

第6章 選挙

第24条 学級会は男子1名、女子1名のいずれかを学級代表、副代表とし、各専門委員 男女16名、計18名を学級全員の投票によって、選挙することを原則とする。その任期は2期とし、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）とする。

第25条 欠員が生じた場合には補充選挙ができ、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第26条 ① 本会の役員7名は、本人の積極的な意志と、西谷中学校の生徒による推薦により立候補した生徒を全会員の投票により選出する。

② 選出においては、以下の通りとする。

会長 1名（2年生1名）

副会長 2名（2年生1名・1年生1名）

書記 2名（2年生1名・1年生1名）

会計 2名（2年生1名・1年生1名）

第27条 各専門委員長は個人の積極的意志ならびに委員相互で推薦をうけて立候補した生徒を委員会で投票採決する。

第28条 ① 生徒会本部役員の任期は1年とし、交代の時期は新旧本部役員認証式・後期認証式とする。

② 転校その他委員会の活動上、委員長の交代が必要となる場合は引き継ぎを行いそれを認める。

第29条 選挙は各学級から選出された、選挙管理委員の指示によって行われる。

第30条 選挙の施行法の細則は別に定める生徒会選挙管理規定による。

第7章 改正

第31条 本会会則の改正は、全校委員会の2/3以上の賛成で、これを発議し、総会またはこれに代わる全員投票にかけ、その承認を得なければならない。その承認には出席者または、投票者の過半数の賛成を必要とする。

第8章 議 決

第32条 総会および全校委員会、その他一般の会議の議決には、出席者の過半数で決めることを原則とし、可否同数のときは議長が決める。

第9章 附 則

第33条 本会の招集、運営に関しては、役員が責任をもつ。

第34条 審議および議決は、民主主義の原則に従い、多数のみならず少数の意見をも充分尊重する。

第35条 役員と職員とは顧問の先生を通して充分連絡をはかる。

第36条 生徒会各部門においては、会則の範囲内で、内部の規定を作ることができる。

第37条 全校委員会は、この会則を施行するために、細則を定めることができる。ただしこの会則に反する細則を定めることはできない。

第38条 本会則は、生徒総会または何らかの全員投票によって承認を得た日から施行する。